



理事長 一色 正男

港区三田一丁目四番八十号 タワーズ三田三〇一号

二 対象事業の名称及び種類

(仮称) 三田小山町西地区市街地再開発事業

高層建築物の新築

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、港区三田一丁目に位置する開発施工面積約二・五ヘクタールにおいて、共同住宅、店舗・事務所、駐車場等を新築し、複合的な市街地を形成するものである。

四 周知地域の範囲

港区 三田一丁目、三田二丁目、三田三丁目、三田四丁目、三田五丁目、麻布一番一丁目、麻布一番二丁目、麻布一番三丁目、麻布一番四丁目、東麻布一丁目、東麻布二丁目、東麻布三丁目、南麻布一丁目、南麻布二丁目、南麻布三丁目、元麻布一丁目、元麻布二丁目、元麻布三丁目、六本木五丁目、六本木六丁目、麻布永坂町、麻布狸穴町、麻布台一丁目、麻布台二丁目、麻布台三丁目、芝公園三丁目、芝公園四丁目、芝三丁目及び芝五丁目の区域

五 調査、予測及び評価の項目

事業者は、対象事業の内容と対象事業の事業地周辺の地域概況を考慮した結果、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスを調査、予測及び評価項目として選定している。

六 調査計画書の縦覧

(一) 期間

平成二十六年六月二日から同月十一日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 港区環境リサイクル支援部環境課  
港区芝公園一丁目五番二十五号

イ 東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課  
新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十六階

ウ 東京都多摩環境事務所管理課  
立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎四階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)  
イ 対象事業の名称  
ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

平成二十六年六月二十三日

(四) 提出先

東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課  
郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

●東京都告示第八百五十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同條第二項の規定により、次のとおり告示する。  
平成二十六年六月二日

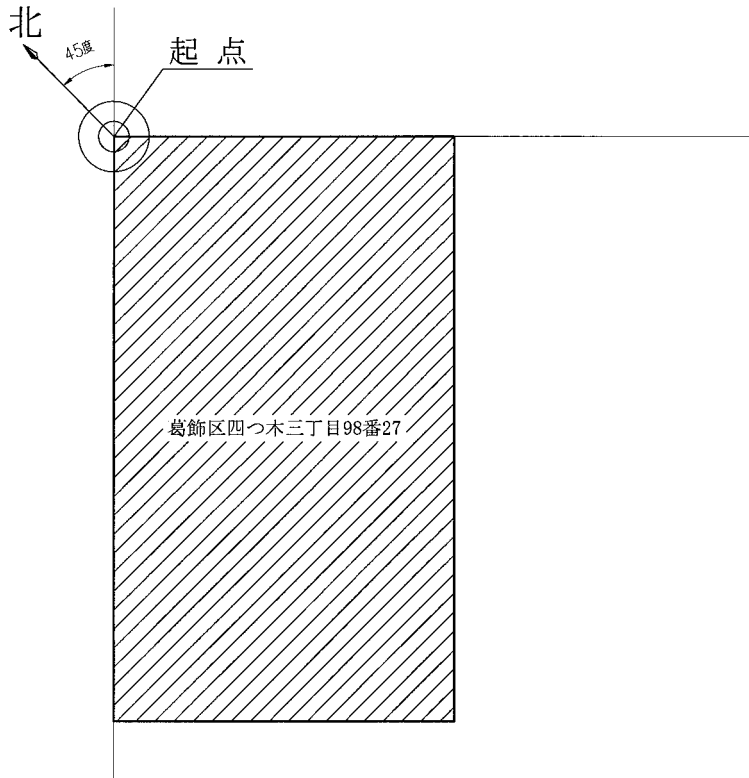
東京都知事 舩 添 要 一

一 要措置区域 別図のとおり(葛飾区四つ木三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物並びにふっ素及びその化合物


三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別 図



**【起 点】**  
 起点は、葛飾区四つ木三丁目98番27の最北端とする。

**【格子の回転角度】** 45度  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

- 【凡 例】**
- 調査対象地・筆境界
  - 単位区画
  -  要措置区域

●東京都告示第八百五十九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年六月二日

東京都知事 舩 添 要 一

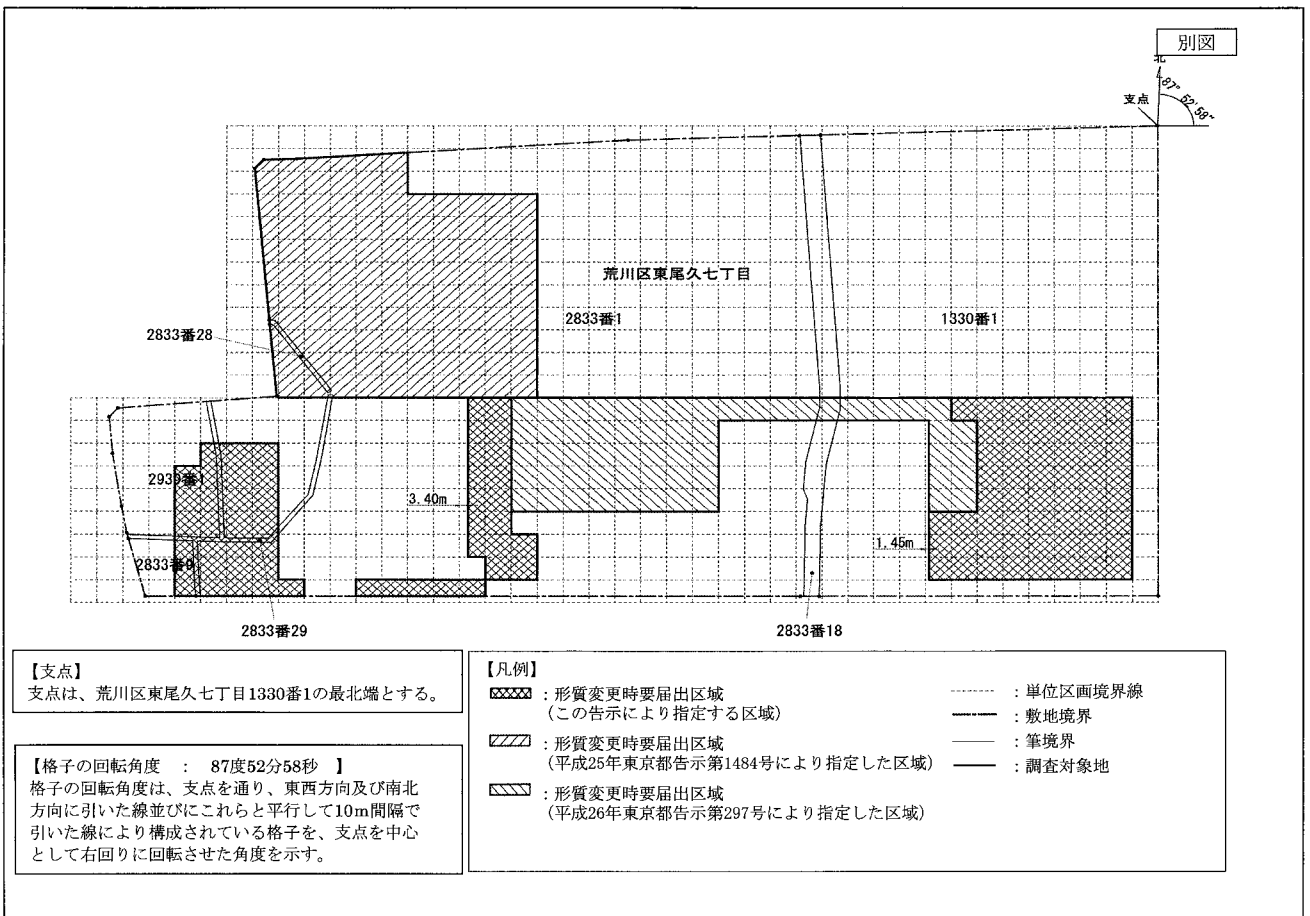
- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（荒川区東尾久七丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 別表一のとおり
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 別表二のとおり

別表一

- 一 カドミウム及びその化合物
- 二 六価クロム化合物
- 三 ニークロロ一四・六―ビス(エチルアミノ)―一・三・五―トリアジン
- 四 シアン化合物
- 五 N・N―ジエチルチオカルバミン酸S―四―クロロベンジル
- 六 四塩化炭素
- 七 一・二―ジクロロエタン
- 八 一―ジクロロエチレン
- 九 シス―一・二―ジクロロエチレン
- 十 トリス―ジクロロプロペン
- 十一 ジクロロメタン
- 十二 水銀及びその化合物
- 十三 セレン及びその化合物
- 十四 テトラクロロエチレン
- 十五 テトラメチルチウラムジスルフィド
- 十六 一・一―トリクロロエタン
- 十七 一・一・二―トリクロロエタン
- 十八 トリクロロエチレン
- 十九 鉛及びその化合物
- 二十 砒素及びその化合物
- 二十一 ふっ素及びその化合物
- 二十二 ベンゼン
- 二十三 ほう素及びその化合物
- 二十四 ポリ塩化ビフェニル
- 二十五 有機りん化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト及びエチルパラニトロフェニルチオホスフェイトに限る。)

別表二

- 一 カドミウム及びその化合物
- 二 六価クロム化合物
- 三 シアン化合物
- 四 水銀及びその化合物
- 五 セレン及びその化合物
- 六 鉛及びその化合物
- 七 砒素及びその化合物
- 八 ふっ素及びその化合物
- 九 ほう素及びその化合物



●東京都告示第八百六十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第四十一条に規定する狩猟免許試験を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第五十一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年六月二日

東京都知事 外 添 要 一

一 知識試験

(一) 試験の日時及び場所

試験の日時及び場所については次のとおりとする。ただし、法第四十九条第一号に該当する者（以下「法第四十九条第一号該当者」という。）のみを対象とする。知識試験は、平成二十六年八月三十一日及び同年九月二十七日の午前十一時からとする。

狩猟免許の種類	実施期日	開始時刻	開催場所
網猟免許、 わな猟免許、 第一種銃猟免許及び 第二種銃猟免許	平成二十六年八月三十一日	午前十時	足立区勤労福祉会館 足立区綾瀬一丁目三十四番七号
同右	同年九月二十七日	同右	府中市市民会館ルミエール 府中市府中二丁目二十四番地

(二) 試験の内容

知識試験は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識について行う。ただし、法第四十九条第一号該当者に対する知識試験は、猟具に関する知識について行う。

(三) 対象者

東京都内に住所を有する者で、法第四十条に定める欠格事由に該当しないもの

二 適性試験

(一) 試験の日時及び場所

一(一)に掲げる知識試験の実施期日及び開催場所において午後零時五十分から行う。

(二) 試験の内容

視力、聴力及び運動能力について行う。

(三) 対象者

知識試験に合格した者

三 技能試験

(一) 試験の日時及び場所

一(一)に掲げる知識試験の実施期日及び開催場所において適性試験終了後に行う。

(二) 試験の内容

猟具の取扱方法及び鳥獣の判別について行う。

(三) 対象者

適性試験に合格した者

四 狩猟免許申請手続

(一) 狩猟免許を受けようとする者は、平成二十六年八月三十一日の知識試験を受けようとする場合は同月二十一日午後五時までに、平成二十六年九月二十七日の知識試験を受けようとする場合は同月十七日午後五時ま

でに狩猟免許申請書の所定事項に記入し、及び押印し、次に掲げるものを添えて、東京都環境局自然環境部計画課、東京都多摩環境事務所自然環境課又は東京都支庁の産業課へ申し込むこと。

ア 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの一枚

イ 狩猟免許申請手数料 五千二百円。ただし、法第四十九条第一号該当者は、三千九百円

ウ 現に銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し一通

エ 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない者にあつては、法第四十条第二号から第四号までに該当していないことを証する医師の診断書一通

オ 住民票一通。ただし、銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者にあつては、不要

(二) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の原本を提示すること。

五 その他

(一) 狩猟免許試験を受け、これに合格した者は、その種類ごとに狩猟免許が与えられ、当該免許の有効期間は、その試験を受けた日から起算して三年を経過した日の

属する年の九月十四日までである。

(二) 詳細については、東京都環境局自然環境部計画課、東京都多摩環境事務所自然環境課又は東京都支庁の産業課へ問い合わせること。

●東京都告示第八百六十一号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第四項に規定する平成二十七年三月三十一日までに伐採することができる保安林の皆伐面積の残存許容限度を、同条第三項の規定により次のとおり公表する。

平成二十六年六月二日

東京都知事 舩 添 要 一

保安林の種類	単位	同一単位とされる区域	皆伐面積の残存許容限度(ヘクタール)
水源かん養保安林	多摩川	青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域	六三三・〇七
	秋川	あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域	二六九・九九
	浅川	八王子市の区域	七六・一七
	計		九七九・二二三
土砂流出防備保安林	多摩川	青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域	五〇・四八
	秋川	あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域	一六・一一
	浅川	八王子市及び町田	一五・〇一

市の区域

大島	神津島村の区域	〇・五〇
八丈島	八丈町の区域	八一・五四
計		一六三・六四

干害防備保安林

秋川	西多摩郡檜原村の区域	〇・七八
大島	大島町の区域	一・八六
八丈島	八丈町の区域	〇・四〇
小笠原	小笠原村の区域	八六・八八
計		八九・九二

保健保安林

多摩川	青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域	一六・三八
秋川	あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域	一七・〇五
浅川	八王子市及び町田市の区域	一〇・五二
小笠原	小笠原村の区域	一九六・〇〇
計		一三九・九五

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第176号

運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号)第7条第1項の規定により、次の認定教育実施者から平成26年4月1日付けで代表者の氏名の変更届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成26年6月2日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎

記

変更届出があった認定教育実施者	変更事項	新	旧
日の丸総業株式会社日の丸自動車学校	代表者の氏名	押田良光	召田博

●東京都公安委員会告示第177号

運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号)第7条第1項の規定により、次の認定教育実施者から平成26年4月1日付けで代表者の氏名の変更届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成26年6月2日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎

記

変更届出があった認定教育実施者	変更事項	新	旧
株式会社コヤブトライインズゲスツール石神井	代表者の氏名	山形博	黒崎正晴

●東京都公安委員会告示第178号

運転免許取得者教育の認定に関する規則 (平成12年国家公安委員会規則第4号) 第7条第1項の規定により、次の認定教育実施者から平成26年4月21日付けで代表者の氏名の変更届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成26年6月2日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎

記

変更届出があった認定教育実施者	変更事項	新	旧
株式会社マジンオネット多摩多摩ドライブインビングラスクール	代表者の氏名	奥野靖弘	今井清志

●東京都公安委員会告示第179号

古物営業法 (昭和24年法律第108号) 第24条の規定による行政処分について、同法第25条第1項及び第3項の規定に基づき公開による聴聞を次により行う。

平成26年6月2日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎

記

- 1 日時 平成26年6月10日 (火曜日) 午前10時開始
- 2 場所

千代田区霞が関二丁目1番1号 警視庁本部内 東京都公安委員会聴聞会場

3 被聴聞者の営業所の所在地及び氏名

清瀬市松山一丁目1番9号 NSビル1階

井筒雄一

公 告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則 (平成十年東京都規則第二百四十三号) 第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年六月二日

東京都知事 舩 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人言論エヌピーオー

二 代表者の氏名

工藤 泰志

三 主たる事務所の所在地

東京都中央区日本橋一丁目二十番七号

四 認定の有効期間

平成二十六年五月二十三日から平成三十一年五月二十二日まで

二日まで

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に

ついて

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 以下

「法」という。) 第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十六年六月二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十六年六月二日

東京都知事 舩 添 要 一

一 店舗名

三越新宿アルタ館 新宿区新宿三丁目二十四番三号

二 店舗所在地

設置者名 ダイビル株式会社

三 設置者名

設置者住所 大阪府大阪市北区中之島三丁目六番三十二号

四 変更前の小売業者の氏名又は名称

株式会社三越伊勢丹

変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社三越伊勢丹プロパティ・デザイン

変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社三越伊勢丹プロパティ・デザイン

八 変更前の小売業者の住所 新宿区新宿三丁目十四番一号

九 変更後の小売業者の住所 新宿区新宿六丁目二十七番三十号

十 変更前の小売業者の代表者名 大西 洋

<p>十一 変更後の小売業者の代表者名 山下 隆司</p> <p>十二 変更日 平成二十六年四月一日</p> <p>十三 届出日 平成二十六年五月十五日</p> <p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十五 縦覧期間 平成二十六年六月二日から同年十月二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。</p> <p>平成二十六年六月二日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>一 店舗名、店舗所在地及び設置者名</p> <p>(一)ア 店舗名 オーケー亀戸店</p> <p>イ 店舗所在地 江東区亀戸九丁目二百六十六番二</p> <p>ウ 設置者名 オーケー株式会社</p> <p>(二)ア 店舗名 コンフォリア三田伊皿子坂</p> <p>イ 店舗所在地 港区三田四丁目九番七号</p> <p>ウ 設置者名 三菱UFJ信託銀行株式会社</p>
<p>行 東 京 都</p> <p>発 東京 都 郵 政 局</p> <p>電話 〇三(五三三二)一一一一(代)</p> <p>郵便番号 163-8001</p> <p>定 価 一 箇 月 三〇円</p> <p>(郵送料を含む)</p> <p>印刷所 勝美印刷株式会社</p> <p>電話 東京都文京区小石川二丁目三番七号</p> <p>〇三(三八二)五二〇一(代)</p> <p>郵便番号 112-0002</p>	<p>(三)ア 店舗名 京王百貨店新宿ビル</p> <p>イ 店舗所在地 新宿区西新宿一丁目一番四号</p> <p>ウ 設置者名 京王電鉄株式会社</p> <p>(四)ア 店舗名 万田ビル</p> <p>イ 店舗所在地 立川市曙町二丁目十八番十八号</p> <p>ウ 設置者名 多摩中央産業株式会社</p> <p>(五)ア 店舗名 和光本館</p> <p>イ 店舗所在地 中央区銀座四丁目五番十一号</p> <p>ウ 設置者名 セイコーホールディングス株式会社</p> <p>(六)ア 店舗名 浜野ビル</p> <p>イ 店舗所在地 西東京市西原町三丁目三番十四号</p> <p>ウ 設置者名 有限会社西原ビル</p> <p>二 東京都の意見の概要</p> <p>(一) 概要</p> <p>一(一)から(六)までの店舗に係る届出については、区市の意見に配慮するとともに大規模小売店舗立地法第四条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとする。</p> <p>(二) 意見の通知日 平成二十六年五月八日</p> <p>三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>四 縦覧期間 平成二十六年六月二日から同年七月二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>

行 東 京 都

発 東京 都 郵 政 局

電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定 価 一 箇 月 三〇円

(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社

電話 東京都文京区小石川二丁目三番七号

〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 112-0002

